

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月25日
【会社名】	イハラサイエンス株式会社
【英訳名】	IHARA SCIENCE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 雅司
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪三丁目11番3号（イハラ高輪ビル）
【電話番号】	03（6721）6988
【事務連絡者氏名】	執行役員経営統轄室長 十亀 猛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪三丁目11番3号（イハラ高輪ビル）
【電話番号】	03（6721）6988
【事務連絡者氏名】	執行役員経営統轄室長 十亀 猛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

平成27年6月19日開催の当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、中野琢雄、長尾雅司、長岡敏、日置勝之、岩本純彦及び今久保寿博の6氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、角田逸郎氏、坪井忠氏、河合三彦氏及び林央氏の4氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、伊藤哲氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 役員賞与支給の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	104,763	16	0	(注)1	(注)2 可決(89.03)%
第2号議案				(注)1	(注)2
中野 琢雄	104,763	16	0		可決(89.03)%
長尾 雅司	104,763	16	0		可決(89.03)%
長岡 敏	104,761	18	0		可決(89.03)%
日置 勝之	104,763	16	0		可決(89.03)%
岩本 純彦	104,763	16	0		可決(89.03)%
今久保 寿博	104,763	16	0		可決(89.03)%
第3号議案				(注)1	(注)2
角田 逸郎	104,763	16	0		可決(89.03)%
坪井 忠	104,763	16	0		可決(89.03)%
河合 三彦	104,759	20	0		可決(89.03)%
林 央	104,763	16	0		可決(89.03)%
第4号議案				(注)1	(注)2
伊藤 哲	102,218	2,561	0		可決(86.87)%
第5号議案	104,763	16	0	(注)1	(注)2 可決(89.03)%
第6号議案	104,761	18	0	(注)1	(注)2 可決(89.03)%
第7号議案	104,759	20	0	(注)1	(注)2 可決(89.03)%

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上